

令和7年度 志摩市地域雇用活性化推進事業  
(商品開発・販路拡大支援)  
委託業務仕様書

## 1 委託業務内容

令和 7 年度志摩市地域雇用活性化推進事業（商品開発・販路拡大支援）委託業務（以下「委託業務」という。）は、委託者が国（厚生労働省）から受託した地域雇用活性化推進事業の一部を民間団体等に再委託して、実施するものである。委託業務内容は、以下のとおりとする。

### (1) 商品開発セミナー

内 容	自社が持つ商品やノウハウを生かして、商品のブラッシュアップや新商品開発など、新たな価値の創造につなげることに意欲のある事業者を対象に、高付加価値商品の企画、販路拡大についての好事例紹介などを通して、経営戦略に関する情報や知識を習得する。
実施回数	2 時間×1 回
対 象 者	食品製造事業者、小売事業者、異業種から食品製造業に展開を検討している事業者
計 画 数	参加事業者数 10 社

#### 【委託事項】

受託者は、上記の商品開発セミナーを実施すること。

- ・講師派遣 1 名
- ・補助講師派遣 1 名
- ・実施期限 令和 7 年 12 月 5 日

実施にあたり、受託者は、以下の業務を行うこととする。なお、委託者は、受託者が業務を遂行するにあたり、必要に応じて協力することとし、不明な点は、委託者及び受託者の双方において別途協議の上、決定することとする。

#### (業務内容)

- ・セミナーの企画・運営に関すること。
- ・講師及び補助講師の手配に関すること。
- ・チラシ作成及び作成費の支払（チラシの内容は委託者と協議し決定）に関すること。
- ・講師及び補助講師の旅費（交通費及び宿泊費）の算定及び支払に関すること。
- ・セミナーの会場手配及び会場費の支払（会場・日程等は受託者と調整）に関すること。
- ・セミナー参加者用のアンケート作成、配布及び収集に関すること。

## (2) 伴走型支援事業者の選定

内 容	(1)の商品開発セミナーを受講した事業者を主な対象として、魅力ある商品づくりに意欲のある事業者を募り、地域産品等のイノベーションや流通・販路拡大等に知見のある専門家の意見を参考にして、今年度及び次年度における伴走型支援を行う事業者を選定する。 (今年度は当該選定事業者を対象に(3)~(5)を、次年度は当該選定事業者を対象に具体的なブラッシュアップや販路拡大等の支援を行う。)
選定会の開催日数	2日(原則1泊2日の日程)
対 象 者	食品製造事業者、小売事業者、異業種から食品製造業に展開を検討している事業者
選 定 数	6社程度

### 【委託事項】

受託者は、上記の選定会を実施すること。

- ・ 専門家派遣 2名
- ・ 実施期限 令和7年12月26日

実施にあたり、受託者は、以下の業務を行うこととする。なお、委託者は、受託者が業務を遂行するにあたり、必要に応じて協力することとし、不明な点は、委託者及び受託者の双方において別途協議の上、決定することとする。

(業務内容)

- ・ 選定会の企画、運営に関すること。
- ・ 専門家の手配に関すること。
- ・ 専門家の旅費(交通費及び宿泊費)の算定及び支払に関すること。
- ・ 選定会の会場手配及び会場費の支払(会場・日程等は受託者と調整)に関すること。

## (3) 企業個別面談

内 容	伴走型支援事業者を選定した事業者を対象に、地域産品のイノベーションや流通・販路拡大に知見のある専門家が、事業拡大等に向けた個別面談を行い、当該事業者の取扱商品や現状の販売方法等へのアドバイス等に加え、(4)の大都市圏販売会(テストマーケティング)に向けた戦略策定を行う。
開催日数	1回(1時間×6社程度)
対 象 者	(2)で選定された伴走型支援事業者

### 【委託事項】

受託者は、上記の企業個別面談を実施すること。

- ・ 専門家派遣 2名
- ・ 実施期限 令和8年1月30日

実施にあたり、受託者は、以下の業務を行うこととする。なお、委託者は、受託者が業務を遂行するにあたり、必要に応じて協力することとし、不明な点は、委託者及び受託者の双方において別途協議の上、決定することとする。

(業務内容)

- ・ 企業個別相談の企画、運営、資料作成に関すること。
- ・ 専門家の手配に関すること。
- ・ 専門家の旅費（交通費及び宿泊費）の算定及び支払に関すること。
- ・ 個別相談の会場手配及び会場費の支払（会場・日程等は受託者と調整）に関すること。

#### (4) 大都市圏販売会（テストマーケティング）

内 容	伴走型支援事業者の商品を対象に、大都市圏の高質系スーパー・セレクトショップ・百貨店等にて、販売会を開催する。また、大都市圏における該当商品のPR・販促営業を実施するとともに、次年度の具体的なブラッシュアップに向けた情報収集を行う。
実施回数	2回（原則、東京都、大阪府、愛知県、福岡県のいずれかの大都市からそれぞれ、違う業態の販売場所を選定）
実施日数	各回14日間
対 象 者	(2)で選定された伴走型支援事業者

#### 【委託事項】

受託者は、上記の大都市圏販売会（テストマーケティング）を実施すること。

- ・ 専門販売員派遣
- ・ 実施期限 令和8年2月28日(実施期間2週間)

実施にあたり、受託者は、以下の業務を行うこととする。なお、委託者は、受託者が業務を遂行するにあたり、必要に応じて協力することとし、不明な点は、委託者及び受託者の双方において別途協議の上、決定することとする。

(業務内容)

- ・ 販売会の企画、運営、資料作成に関すること。
- ・ 販売会の会場手配、設営、撤去等に関すること。(交通費の算定含む)
- ・ 販売会の販売員の手配、モニタリングに関すること。
- ・ 大都市圏における商品PR・販促営業に関すること。(交通費の算定含む)
- ・ 販売会の報告書作成に関すること。

## (5) フォローアップ面談

内 容	(4)の大都市圏販売会でのバイヤー等の意見等を踏まえ、下記事業者と面談し、その後の取組のアドバイス等を行う。
実施回数	1回 (1時間×6社程度)
対 象 者	(2)で選定された伴走型支援事業者

### 【委託事項】

受託者は、上記のフォローアップ面談を実施すること。

- ・ 専門家派遣 2名
- ・ 実施期限 令和8年3月6日

実施にあたり、受託者は、以下の業務を行うこととする。なお、委託者は、受託者が業務を遂行するにあたり、必要に応じて協力することとし、不明な点は、委託者及び受託者の双方において別途協議の上、決定することとする。

(業務内容)

- ・ 面談の企画、運営、資料作成に関すること。
- ・ 専門家の手配に関すること。
- ・ 専門家の旅費（交通費及び宿泊費）の算定及び支払に関すること。
- ・ 面談の会場手配及び会場費の支払（日程等は受託者と調整）に関すること。

## (6) 報告書の作成

内 容	当該年度に実施する(1)商品開発セミナー、(2) 伴走型支援事業者選定、(3) 企業個別面談、(4)大都市圏販売会(テストマーケティング)、(5)フォローアップ面談について、報告書を作成すること。
形 式	A4 カラー冊子版 5部 PDF ファイル

## 2 要件

受託者は、委託業務の実施にあたり、次の要件を満たさなければならない。

- ①業務に必要な講師や専門家を配置すること。
- ②業務に必要な人員・体制を確保すること。
- ③業務実施により得る個人情報の適正管理体制を確保すること。

### **3 委託業務の運営**

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに、委託業務の内容やスケジュールの調整等について、委託者を担当する者を1名選任し、委託者に報告するものとする。
- (2) セミナー等の参加者の募集については、委託者が全体の広報・募集を行い、受託者は、必要に応じ参加者の確保に協力するものとする。
- (3) セミナー等の受講等の申込先は委託者とし、受講等の決定については委託者が行うものとする。ただし、支援事業者の選定等、受託者の専門的知識等が必要な場合は、受託者と協議し、決定するものとする。
- (4) 受託者は、講師等が職務上知り得た委託者の業務上の秘密及び業務実施に伴う個人情報情報を漏らし、又は他の目的に利用することがないように、指導しなければならない。講師等が、その職務を退いた後も同様とする。
- (5) 受託者は、講師等の職務上の地位を委託業務以外の目的に利用させてはならない。

### **4 成果目標**

委託業務の目的は、地域における新分野進出や販路拡大等を通じた「魅力ある雇用」を確保するための事業モデルを構築し、地域内事業所への横展開を図ることである。

受託者においては、この目的達成を目指し、伴走型支援事業者に対して、ブラッシュアップや販路拡大等の伴走型支援を行わなければならない。なお、これらの支援による新規取引件数の目標値は以下のとおりとする。

**【新規取引件数目標値】** 1社1件以上かつ延べ8件以上